

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合懲戒処分の指針

令和 7 年 11 月 25 日  
組合訓令第 49 号

(準用規程)

第 1 条 本組合懲戒処分の指針については、美咲町懲戒処分の指針(令和 18 年美咲町訓令第 31-2 号)を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

附 則(令和 7 年 11 月 25 日組合訓令第 49 号)

この訓令は、公布の日から施行する。